

改正廃棄物処理法 等が成立

6月11日参議院本会議

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」及び「特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法」が6月11日参院本会議で可決、成立した。今回の廃棄物処理法の改正は①不法投棄の未然防止等の措置、②リサイクルの促進等の措置、を講ずるもので②のなかで、環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するために、5年ごとに、廃棄物処理施設整備事業の実施の目標を定めた廃棄物処理施設整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしている。この改正によって、今後は廃棄物処理施設整備5ヵ年計画の策定が、廃棄物処理法の定めるところにより行われることになった。